

あきる野市体育施設 指定管理者募集要項

平成23年10月

あきる野市教育委員会

目 次

1 対象施設の概要	2
2 設置目的	2
3 指定管理者が管理する業務の範囲	2
4 自主事業の提案	3
5 利用料金に関する事項	3
6 指定の期間	3
7 応募者の参加資格要件等	3
8 申請手続	4
9 指定管理者選定について	5
10 指定管理者の選定後の手続について	6
11 仮協定書・本協定書で締結する事項	7
12 指定管理者に係る基本事項	7
13 問合せ先	8

公の施設管理運営については、平成15年6月に地方自治法が改正され、教育委員会等が指定する指定管理者が公の施設の管理を代行することができるようになりました。この指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

あきる野市教育委員会では、あきる野市体育施設において、この地方自治法の改正を受けて、平成24年4月から指定管理者制度を導入することにしました。次のとおり募集いたしますので、この要項に基づき申請をしてください。

1 対象施設の概要

(1) 対象施設の名称及び位置

名 称 市民プール
位 置 あきる野市原小宮353番地

(2) 対象施設の概要

規模等の詳細については、別添のあきる野市体育施設指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(3) 施設使用料収入の実績

平成22年度施設使用料	10,573,900円
平成21年度施設使用料	9,796,490円
平成20年度施設使用料	11,019,420円

(4) 施設運営管理経費の実績

平成22年度管理運営経費	63,602,175円
平成21年度管理運営経費	62,036,270円
平成20年度管理運営経費	62,886,709円

※職員（2名）の人件費を除く。

※市が直営で行った場合の人員配置（参考）

係長職 1名・主任職 1名

2 設置目的

施設はあきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例第1条の規定に基づき、体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的として設置しています。

3 指定管理者が管理する業務の範囲

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る業務を実施します。具体的な内容は仕様書を参照してください。

(1) 業務の範囲

- ①施設の利用承認及び利用料の徴収に関すること。
- ②利用承認の変更及び取消しに関すること。
- ③施設の利用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- ④施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- ⑤施設の簡易修繕に関すること。
- ⑥スポーツ事業に関すること。
- ⑦その他管理運営に関し、教育委員会が必要と認めること。

(2) 業務に係る条件

①開館日

開館日は通年とします。

ただし、あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例第5条に規定する休業日は除く。詳細は仕様書を参照してください。

②業務時間

仕様書を参照してください。

4 自主事業の提案

- (1) 「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。市民サービスの向上に効果的、かつ効率的な自主事業の提案をしていただきます。なお、事業に要する経費については、指定管理者の自己財源（講座等の参加者負担金などを含む。）で賄うものとします。
- (2) 自主事業の提案は、提出書類の事業計画企画提案書及び自主事業収支計画書（書式は任意）により提案してください。
- (3) 提案された自主事業の内容や実施については、全て教育委員会と協議の上、決定します。

5 利用料金に関する事項

利用料の収入は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により利用料金制度を採用します。

6 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで（3年間）

7 応募者の参加資格要件等

申請資格

- ①施設に防火管理者の資格を有する人員が配置できること。
- ②施設の管理運営を安全かつ円滑に行える法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

③団体又は代表者が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令大16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 申請期間において、あきる野市の指名競争入札の指名の停止の措置を受けている者

ウ 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税並びに法人住民税を滞納している法人。団体の場合は、代表者の最新の所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税並びに個人住民税を滞納している者

エ 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続の申し立てがなされている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

カ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定に該当しない団体

8 申請手続

(1) 募集要項の配布

①配布期間：平成23年10月6日(木)から平成23年11月14日(月)まで

※職員がいない土日祝日を除く。

②配布時間：午前9時から午後5時まで

③配布場所：あきる野市教育委員会体育課市民プール係

(あきる野市原小宮353番地市民プール内)

④その他：募集要項はあきる野市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 説明会等の開催

①日 時：平成23年10月13日(木)午前9時30分から

②場 所： 全体説明、中央公民館・施設現場案内、市民プール

③注意事項：説明会に参加される方は、1団体につき2人までとさせていただきます。

④申込方法：参加を希望される団体は、10月11日(火)までにメール又は指定用紙によりFAXにて提出してください。

⑤その他：事前に質問のある方はお知らせください。

(3) 質疑・回答について

10月14日(金)から10月28日(金)までにメール又は指定用紙によりFAXにて質疑を行い、随時、回答します。

①質問への回答については、あきる野市ホームページで公開します。

②回答が遅れる場合は、別途連絡します。

(4) 書類の提出

①提出書類：あきる野市体育施設指定管理者選定要領の別紙1「提出書類一式」を参照してください。

②提出期限：平成23年11月15日（火）午後5時まで（厳守）

③提出方法：指定管理者指定申請書に必要書類を添えて、市民プールに直接持参してください。郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は受理しません。また、市が必要と認めた場合は、必要に応じて追加の資料提出を求める場合もあります。

④提出部数：15部（正本1部、副本14部）

⑤その他：申請に要する経費は、申請者の負担とします。提出された書類はお返ししません。

(5) 書類の提出先

あきる野市教育委員会体育課市民プール係（あきる野市原小宮353番地 市民プール内）

(6) 提出書類・審査に関する情報公開

提出書類は、あきる野市情報公開条例に基づき、情報公開対象文書になります。

9 指定管理者選定について

(1) 資格審査（書類審査）

提出書類を基に、教育委員会（教育部体育課）において、「7応募者の参加資格要件等」に基づき、次の審査項目についての資格審査（書類審査）を行う。

次に該当する申請は資格がないものとする。

ア 資格要件を欠くもの、又は提出書類に不備があるもの

イ 提出書類に虚偽の記載があったもの

ウ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 第1次審査及び第2次審査

市が設置するあきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価基準に基づき第1次審査及び第2次審査を行う。なお、申請団体が、少数の場合には、第1次審査は実施しないものとする。

1) 第1次審査（書類審査）

提出書類を基に、選定委員会において評価を行い、選定委員会の各委員の評

価合計を集計した総合得点に基づき、選定委員会において、総合得点の高い団体から第1次審査の通過者を選定する。

【評価基準】

- ア 団体の理念・姿勢
- イ 団体の安定性
- ウ 団体の継続性
- エ 団体運営の透明性・公平性
- オ 団体運営における法令等の遵守状況
- カ 運営実績
- キ 効率的・効果的運営への取組状況
- ク 受託への熱意・意欲
- ケ 事業運営の独創性
- コ 施設管理の安全性への対応
- サ 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
- シ 社員等の育成状況
- ス 個人情報保護対策状況
- セ 自主事業などの提案
- ソ 障がい者の雇用状況
- タ 管理運営に必要な提案金額
- チ 環境への配慮
- ツ 地域雇用の状況

2) 第1次審査の結果の通知

第1次審査の結果を申請者全員に通知するとともに、第1次審査を通過した団体には、第2次審査について通知する。

3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、提出書類とプレゼンテーションを基に、プロポーザル方式で総合的に審査を行い、市民プールの設置目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を候補者として選定する。

4) 選定結果の通知

- ① 選定結果は、第2次審査の対象者に書面で通知する。
- ② 選定の公平性及び透明性を図るため、応募団体名、評価結果（総合得点、順位等）を市のホームページで公開（第1次審査を含む。）する。

10 指定管理者の選定後の手続について

(1) 仮協定書の締結

指定管理者の候補者を決定後、仮の協定書を締結します。

(2) 市議会の議決

指定管理者の候補者を選定後、指定に関する議案を提出し、市議会の議決を受けます。ただし、議決を受けるまでの間に指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときには、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、議決を受けることができなかった場合において、指定管理者の候補者が支出した費用等については、補償しないことをご了承ください。

(3) 本協定の締結

指定管理者との本協定締結は、議会の議決後に行います。

(4) 指定管理業務の準備

指定管理者は、指定の日に円滑に業務を開始するため、指定の日前に必要な準備を開始していただきます。準備に要する費用については、指定管理者の負担となります。

11 仮協定書・本協定書で締結する事項

- (1) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
- (2) 施設の使用料の扱いに関する事項（利用料金制）
- (3) 市が指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項（積算方法、清算の要否等）
- (4) 施設の補修等に関する事項
- (5) 個人情報の保護に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) モニタリングに関する事項
- (9) 事業報告に関する事項
- (10) 利用者アンケート等の実施に関する事項
- (11) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (12) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
- (13) あきる野市環境基本条例の遵守に関する事項
- (14) その他市長が必要と認める事項

12 指定管理者に係る基本事項

(1) 関係法令等の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、次に掲げる法令を遵守してください。

- ①地方自治法
- ②あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ③あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例
- ④あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- ⑤あきる野市市個人情報保護条例
- ⑥あきる野市情報公開条例

その他労働法令など関係法令を遵守するとともに公平性の保持及び安全確保に努めていただきます。

(2) 管理人員

仕様書を参照してください。

(3) 指定管理に係る経費

- ①指定管理に係る経費を算定するに当たり、あらかじめ指定管理期間(3か年分)内の収支計算書を提出していただきます。
- ②収支計算書については、仕様書内「あきる野市指定管理者収支予算書(モデル)」を参考とし、計上してください。また、計算額については「あきる野市指定管理者収支予算書(モデル)」内の「指定管理料を上限」とします。
- ③指定管理に係る経費、支払時期、支払方法等については、協定により定めます。

(4) 業務の委託

包括的な業務の委託については認められません。個別の業務(清掃・保守点検業務等)の委託については、事前に教育委員会と協議が必要です。

(5) その他

- ①指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。
- ②本件業務に関する本市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合は、失格や指定の取消しとなります。
- ③新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を促進してください。

13 問合せ先

あきる野市体育課市民プール係 担当：高橋・山崎

住 所 : あきる野市原小宮 3 5 3 番地

電話番号 : 0 4 2 - 5 5 0 - 1 7 1 1

F A X 番号 : 0 4 2 - 5 5 0 - 1 7 1 2

E-mail siminpool@city.akiruno.lg.jp